

改正（案）	現行
<p style="text-align: center;">国産飼料増産対策事業実施要領</p> <p>第 1 趣旨 国産飼料増産対策事業（以下「本事業」という。）を実施するに当たっては、国産飼料増産対策事業実施要綱（平成 17 年 4 月 1 日付け 16 生畜第 4388 号農林水産事務次官依命通知。以下「実施要綱」という。）に定めるもののほか、この要領に定めるところによる。</p> <p>第 2 事業の細目及び具体的な手続等 実施要綱第 3 に定める各事業の具体的な内容及び実施要綱第 4 の農林水産省生産局長（以下「生産局長」という。）が別に定める各事業の具体的な事業実施手続等については、次のとおりとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 飼料生産組織機能高度化 別紙 1 のとおりとする。 2 高栄養粗飼料増産対策 別紙 2 のとおりとする。 3 肉用牛・酪農基盤強化対策のうち放牧活用型 別紙 3 のとおりとする。 4 国産濃厚飼料生産利用推進（生産・利用体制構築） 別紙 4 のとおりとする。 <p>第 3 他の施策との関連</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 環境と調和のとれた農業生産活動 事業実施主体は、本事業の受益者となる農業者から、「環境と調和のとれた農業生産活動規範について」（平成 17 年 3 月 31 日付け 16 生産第 8377 号農林水産省生産局長通知）に基づく点検シートの提出を受けること等により、環境と調和のとれた農業生産活動が行われるよう努めるものとする。 2 配合飼料価格安定制度の安定的な運営の確保 本事業の受益者のうち配合飼料を購入している畜産農家等は、配合飼料価格安定対策事業実施要綱（昭和 50 年 2 月 13 日付け 50 畜 B 第 302 号農林事務次官依命通知）に定める配合飼料価格安定基金の業務方法書に基づく配合飼料の価格差補てんに関する基本契約及び毎年度行われる数量契約の締結を継続するものとする。 3 本事業により施設等を整備する場合にあっては、天災等により被災した 	<p style="text-align: center;">国産<u>粗</u>飼料増産対策事業実施要領</p> <p>第 1 趣旨 国産<u>粗</u>飼料増産対策事業（以下「本事業」という。）を実施するに当たっては、国産<u>粗</u>飼料増産対策事業実施要綱（平成 17 年 4 月 1 日付け 16 生畜第 4388 号農林水産事務次官依命通知。以下「実施要綱」という。）に定めるもののほか、この要領に定めるところによる。</p> <p>第 2 定義</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 この要領において「飼料生産組織」とは、コントラクター及び TMR センターをいう。 2 この要領において「高栄養粗飼料」とは、青刈りとうもろこし、アルファルファ等の栄養化の高い良質粗飼料をいう。 <p>第 3 事業の内容</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 飼料生産組織機能高度化 (1) 飼料生産組織等 実施要綱第 2 の 1 の農林水産省生産局長「以下「生産局長」という。）が別に定める者は、次の①から④までのいずれかに該当する飼料生産組織又は①から④までのいずれかに該当する飼料生産組織が連携して組織する協議会（協議会の事務局は当該飼料生産組織のいずれか又は①及び②の組織（飼料生産組織でない組織を含む。））であることとする。ただし、農業者が組織する団体の場合は、農業者 3 戸以上で構成されるものとする。 ① 農業協同組合及び農業協同組合連合会 ② 公社（地方公共団体が出資している法人をいう。） ③ 土地改良区 ④ 農事組合法人（農業協同組合法（昭和 22 年法律第 132 号）第 72 条

際に円滑な施設等の補修及び再取得が可能となるよう国の共済制度、損害補償保険（天災等に対する保証を必須とする。）及び動産総合保険等の保険（盗難保障を必須とする。）への積極的な加入に努めるものとする。

4 重複助成の禁止

本事業の事業実施主体は同一年度に本事業の助成対象経費について、国又は独立行政法人が助成する他の事業による助成を受けることができないものとする。

の10第1項に規定する事業を行う法人をいう。)

⑤ 農事組合法人以外の農地保有適格法人（農地法（昭和27年法律第229号）第2条第3項に規定する法人をいう。)

⑥ 特定農業者団体（農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号。以下「基盤強化法」という。）第23条第4項に規程する団体をいう。)

⑦ 農業協同組合又は農業協同組合連合会が株居となっている株式会社であって、農業協同組合、農業協同組合連合会、地方公共団体又は独立行政法人農畜産業振興機構がその発行済株式のうち議決件のある株式の総数の過半数を保有しているもの。

⑧ 農業を営む個人が株主又は社員となっている株式会社又は会社法（平成17年法律第86号）第575条第1項に規程する持分会社（以下「持分会社」という。）であって、次のアからウまでの全ての要件に適合するもの。

ア 農業を主たる事業として営んでいること。

イ 株式会社にあつては、株主の総数が50人以下であり公開会社（会社法第2条第5号に規定する公開会社をいう。）でないこと、かつ、農業を営む個人及び法人がその総株主の議決件の過半数を有していること。

ウ 持分会社にあつては、農業を営む個人が業務を執行する社員の過半数を占めること。

⑨ 農業を営む個人が構成員となっている団体であつて、次に掲げる全ての要件に適合するもの。

ア 農業を営む個人が直接の主たる構成員であること。

イ その規約が次に掲げる事項の全てに該当していること。

（ア）共同利用施設等の整備等を図ることにより畜産経営の生産性の向上に資する旨の目的が規程に盛り込まれていること。

（イ）代表者及び代表権の範囲並びに代表者の選任の手續を明らかにしていること。

（ウ）意思決定の機関及びその方法について定めがあり、意思決定に対する構成員の参加を不当に差別していないこと。

（エ）共同利用施設等の利用法が公正を欠くものでないこと。

（オ）収支計算書、会計帳簿を作成している等財務及び会計に関し必要な事項を明らかにしていること。

ウ ④、⑤及び⑧に掲げる法人となることが見込まれる組織であること。

⑩ 国産粗飼料の生産を主たる事業として営む法人（原則として、直近3年以上の活動実績があること。)

⑪ その他、地方農政局長等（北海道にあつては北海道農政事務所、沖縄にあつては沖縄総合事務局長、以下同じ。）が特に必要と認める団体。

(2) 取組内容及び助成対象

実施要綱別表の区分欄の1の事業内容に対する具体的な取組内容及び助成対象は、次のとおりとする。

事業内容	取組内容及び助成対象
(1) 飼料生産組織機能高度化推進	<p>1 取組内容 検討会・研修会の開催、先進地域調査、その他飼料生産組織の機能高度化の推進に必要な取組</p> <p>2 助成対象 1の取組を行うために必要な経費（交付率：定額）</p>
(2) 飼料生産組織の機能高化のための取組	
① 飼料生産作業の集積による飼料生産機能の高度化	<p>1 取組内容 飼料生産作業を飼料生産組織に集積する取組であって、次の(1)又は(2)のいずれかの要件を満たす取組であること。</p> <p>(1) 一年生牧草等の飼料作物の場合、同一ほ場で播種及び収穫を行うとともに、当該作物の栽培に関連するその他の作業（堆肥散布、肥料散布、土壌改良剤散布、防除、生育確認、再生草の収穫等）を1つ以上行うこと。</p> <p>(2) 多年生牧草等の飼料作物の場合、同一のほ場で2回以上の収穫を行うとともに、当該作物の栽培に関連するその他の作業（堆肥散布、肥料散布、土壌改良剤散布、防除、生育確認、3回目の収穫等）を1つ以上行うこと。</p> <p>2 助成対象</p> <p>(1) 飼料生産組織ごとに、1の取組を行うために必要な生産資材費のうち、事業実施年度の前年度から増加した分にかかる経費（交付率：1/2以内）</p> <p>(2) 1の取組を行うために必要な農作業機械のレンタル経費（交付率：1/2以内）</p>

<p>② <u>自給飼料生産が困難な地域への飼料供給機能の高度化</u></p>	<p><u>1 取組内容</u> <u>国産粗飼料を自給飼料生産が困難な地域へ供給する取組であって、次の（１）又は（２）のいずれかの要件を満たす取組であること。なお、本事業における「自給飼料生産が困難な地域」とは、事業実施主体から恒常的に国産粗飼料の供給を受けている畜産経営者以外の畜産経営者（供給する粗飼料を給与する家畜の飼養者。以下。「国産流通粗飼料利用者」という。）とする。</u> <u>（１）事業実施主体がコントラクターの場合にあつては、事業実施主体が収穫・調製した国産粗飼料であること。</u> <u>（２）事業実施主体がTMRセンターの場合にあつては、事業実施主体が所有するバンカーサイロ等で調製・保管している国産粗飼料であること。</u></p> <p><u>2 助成対象</u> <u>（１）飼料生産組織ごとに、1の取組を行うために必要な生産資材費のうち、事業実施年度の前年度から増加した分にかかる経費（交付率：1／2以内）</u> <u>（２）1の取組を行うために必要な農作業機械のレンタル経費（交付率：1／2以内）</u></p>
<p>③ <u>地域の粗飼料生産基盤を最大限活用するための草地コンサルタント機能の高度化</u></p>	<p><u>1 取組内容</u> <u>地域の粗飼料生産基盤を最大限に活用するため、事業実施主体が直接的に粗飼料生産に携わることが可能な区域におけるコンサルタント活動のうち、次の（１）及び（２）の取組</u> <u>（１）土壌分析、植生調査、飼料成分分析等、飼料生産の生産・調整・供給に関する調査、自給飼料の家畜への給与に関する調査、飼料を給与した家畜から得られた畜産物に関する調査及び飼料生産の改善・指導に関する取組</u> <u>（２）コンサルタント活動員の養成のための取組（技能習得研修）</u></p> <p><u>2 助成対象</u> <u>飼料生産組織ごとに、1の取組を行うために必要な経費のうち、調査・分析に係る経費及び技能取得研修の受講に要する経費（交付率：定額）</u></p>

<p>④ <u>他の飼料生産組織との連携による機能の高度化</u></p>	<p><u>1 取組内容</u> <u>飼料生産組織が、他の飼料生産組織等（コントラクター、TMRセンターのほか、地域の粗飼料飼料生産を支援する農業協同組合、公社等）と連携して行う組織のうち、次の（1）及び（2）の取組</u> <u>（1）技術伝承研修の受講</u> <u>オペレーターの技術向上のための実地研修（技能伝承研修を受講する取組</u> <u>（2）連携システムの構築</u> <u>複数の飼料生産組織が連携した受託作業の効率化を図るためのシステム等の構築する取組</u> <u>※ システム等の構築にかかる連携の範囲は、事業実施主体が直接的に粗飼料生産に携わることが可能な区域とする。</u> <u>2 助成対象</u> <u>（1）1の（1）の技能伝承研修の受講に必要な経費（交付率：定額）</u> <u>（2）1の（2）システム構築に必要な経費（交付率：1/2以内）</u></p>
---------------------------------------	---

- （4）関係機関の支援
事業実施主体が飼料生産組織の機能高度化の推進を図るため、都道府県、普及センター、市町村、農協等の関係機関は、協力して地域における事業実施主体の支援体制を構築するものとする。
- 2 高栄養粗飼料増産対策
- （1）飼料生産組織
実施要綱第2の2の事業実施主体は、第3の1の（1）の組織形態を満たす飼料生産組織とする。
- （2）対象作業
本事業の助成対象となる作業は、実施要綱別表の区分の欄の2に対する事業内容の欄に掲げるものとする。
また、飼料生産組織のが自ら経営する農地及び草地並びに飼料生産組織の（1）の②、③、⑤、⑦、⑧、⑨又は⑩に該当するものに限る。）が利用権の設定を伴う形で当該飼料生産組織の役員又は構成員から貸与を受けた農地及び草地における作業は、助成対象作業とはみなさないものとする。
- （3）助成対象
- ① 本事業の青刈りとうもろこし等の高エネルギー飼料作物の受託作業の助成対象となる面積は、事業実施年度の受託作業面積から、当該作業にかかる前年度の受託作業面積を除いた面積とし、受託作業面積が前年度より1

ha 以上かつ 5% 以上拡大していることを要件とする。ただし、受託作業面積が 8 ha 以上拡大する場合はこの限りでない。

② 本事業のアルファルファ等のマメ科牧草の追播作業の受託作業の助成対象となる面積は、事業実施年度内の受託作業面積とする。ただし、受託作業面積が 1 ha 以上であることを要件とする。

(4) 関係機関の支援

飼料生産組織が、高栄養粗飼料の生産拡大を図るため、都道府県、普及センター、市町村、農協等の関係機関は、協力して地域における飼料生産組織の支援体制を構築するものとする。

3 地域づくり放牧推進

(1) 事業実施主体の要件

事業実施主体は、次の①から④までのいずれかに該当するものであること。

農業者の組織する団体の場合は、農業者（放牧酪農の場合には酪農家）が 3 戸以上で構成されるものとする。

① 農業協同組合及び農業協同組合連合会

② 公社（地方公共団体が出資している法人をいう。）

③ 農業協同組合又は農業協同組合連合会が株主となっている株式会社であつて、農業協同組合、農業協同組合連合会、地方公共団体その発行済株式のうち議決権のある株式の総数の過半数を保有しているもの。

④ その他農業者の組織する団体（代表者の定めがあり、かつ、組織及び運営についての規約の定めがある団体とする。）

(2) 地域放牧推進計画の策定

事業実施主体は、事業の実施に当たっては、地域放牧推進計画を別紙 1-3 により策定し、実施要綱第 4 の 1 の「事業実施計画」の策定と併せて提出するものとする。

(3) 推進計画の承認要件

放牧の取組を地域に波及させる計画であつて、繁殖雌牛放牧にあつては①に掲げる要件、放牧酪農にあつては②に掲げる要件を満たす計画であること。

① 次のいずれかの要件を満たすこと

ア 新たに放牧に取り組む場合、次のいずれかを満たしていること。

（ア）放牧牛の頭数が 1 頭以上であること。

（イ）放牧の用に供する放牧地の実面積が 30a 以上であること。ただし、中山間地農業ルネッサンス事業実施要綱（平成 29 年 3 月 31 日付け 28 農振第 2275 号農林水産事務次官依命通知）第 2 の地域別農業振興計画が同第 4 の 1 の（2）による認定を受けた場合であつて、放

牧の用に供する放牧地が同第3の3の対象地域の場合は、放牧の用に供する放牧地の実面積は15a以上とする。

イ 放牧を拡大する場合、次のいずれかを満たしていること。

(ア) 推進計画に記載された基準年の実績に比べ、目標年度の放牧頭数が拡大する計画であること。

(イ) 推進計画に記載された基準年の実績に比べ、目標年度の放牧面積が1割以上増加する計画であること。

(ウ) 推進計画に記載された基準年の実績に比べ、目標年度の放牧期間(放牧に供する牛の年間放牧日数の平均)が2割以上増加する計画であること。

② 次の全ての要件を満たすこと

ア 市町村酪農・肉用牛生産近代化計画(「市町村」という。以下同じ。)において、酪農経営の改善の目標を設定している地域であってモデル実証農家(イに掲げる要件を満たす農家をいう。以下同じ。)の放牧の取組内容を地域に波及させる計画となっていること。

イ モデル実証農家は次の要件を全て満たしていることとする。

(ア) 高栄養草種の導入、電気牧柵を利用した短期輪換による集約放牧等の先進的な放牧酪農技術を自ら実証し、地域内に広く普及させる意欲のある酪農家であること。

第4 不正行為に対する措置

生産局長及び地方農政局長(北海道にあっては北海道農政事務所長、沖縄県にあっては沖縄総合事務局長。以下同じ。)は、事業実施主体が本事業の実施に関連して不正な行為又はその疑いがあると認められた場合には、事業実施主体に対し、当該不正又はその疑いのある行為に関する事実関係及び発生原因の究明並びに再発防止のための是正措置等の適切な措置を講じるよう求めるものとする。

第4 事業実施手続

1 事業実施要綱第4の1の事業実施計画は、事業の種類ごとに別紙様式第1号により作成し、事業実施主体の所在地を管轄する地方農政局長等に提出して、その承認を受けるものとする。

なお、事業実施計画書には、次の書類を添付するものとする。

(1) 飼料生産組織機能高度化の事業実施主体は、別記1の「飼料生産組織の機能高度化のガイドライン」に則した取組を実施するための具体的な内容を記載した「飼料生産機能高度化プログラム」(以下「高度化プログラム」という。別紙様式1-1-(1))

(2) 地域づくり放牧推進にあたっては、事業実施主体が所在する都道府県担当部局の意見書

2 地方農政局長は事業実施計画の記載内容を審査の上、審査結果を助成対象者に別紙様式第2号の事業実施計画の承認(不承認)通知書により通知を行うものとする。

3 なお、本事業については、実施計画が承認された月から行われる取組について、交付の対象とする。

4 実施要綱第4の2の事業実施計画の重要な変更は、別紙様式第3号の実施計画変更承認申請書によるものとする。

なお、重要な変更は、次の(1)及び(2)に掲げる変更とする。

- (1) 事業を中止又は廃止する場合
- (2) 事業費の30パーセントを超える増減

第5 実績報告

- 1 実施要綱第6の事業実施状況の報告は、別紙様式第4号の国産飼料増産対策事業実施状況報告書により事業完了後すみやかに地方農政局長等に告げるものとする。
- 2 地方農政局長等は、関係機関の協力を得た上で、1の実施状況報告書記載内容等の確認を行うものとする。
- 3 目標達成状況の報告等
 - (1) 飼料生産組織機能高度化
 - ① 飼料生産組織機能高度化の事業実施主体は、事業実施年度から「高度化プログラム」の目標年度までの取組の実績について、各年度の翌年度の7月末日までに、「高度化プログラム」(別紙様式1-1-(1)の3の「実績・評価」を作成し、地方農政局長等に報告するものとする。
 - ② 地方農政局長等は、①の「実績・評価」を確認し、目標が達成されていない(又は達成する見込がない)と判断した場合には、事業実施主体に対し、改善計画を提出させる等、適正な措置をとるものとする。
 - (2) 地域づくり放牧推進
 - ① 地域づくり放牧推進の事業実施主体は、推進計画の目標年度の翌年度の7月末日までに、地域放牧推進計画目標達成状況報告書を別紙様式第5号により作成し、地方農政局長等に報告するものとする。
 - ② 報告を受けた地方農政局長等は、推進計画に掲げられた目標が達成されていない場合は、その内容を検討し、事業実施主体を指導するものとする。

第6 事業の優先採択等

- 1 飼料生産組織機能高度化

年度毎に取組の内容を確認し、より有効性(普及性、波及性、継続性)が高い取組を優先的に採択することとし、有効性に優位な差が無い場合は、以下により優先順位を判断する。(なお、予算額を超える要望があった場合には、事業実施主体あたりの助成額に上限を設ける場合がある。)

 - ① 現状(事業実施年度の前年度)における国産飼料の供給量又は作業受託作業面積が大きい取組。
 - ② ①が同程度の場合は、事業実施年度に見込まれる国産飼料の供給量に係る増加分が大きい組織又は作業受託面積に係る増加分が大きい取組。
- 2 高栄養粗飼料増産対策

事業実施主体の構成員以外からの受託作業を優先採択することとし、構成員からの受託作業については予算の範囲内において、受託作業面積に応じた配分を行う。

[削る]

[削る]

[削る]

第5 其他
1・2 (略)

第6 農業法人等の要件
事業実施主体が農業法人であって常時雇用が5人以上の個人経営体の場合は、原則として雇用保険、労働者災害保険に加入させることとする。

3 地域づくり放牧推進
別記2「地域づくり放牧推進の配分基準について」に掲げる方法により優先的に配分を行う。

第7 他の施策との関連

1 環境と調和のとれた農業生産活動
事業実施主体は、本事業の受益者となる農業者から、「環境と調和のとれた農業生産活動規範について」(平成17年3月31日付け16生産第8377号農林水産省生産局長通知)に基づく点検シートの提出を受けること等により、環境と調和のとれた農業生産活動が行われるよう努めるものとする。

2 配合飼料価格安定制度の安定的な運営の確保

本事業の受益者のうち配合飼料を購入している畜産農家等は、配合飼料価格安定対策事業実施要綱(昭和50年2月13日付け50畜B第302号農林事務次官依命通知)に定める配合飼料価格安定基金の業務方法書に基づく配合飼料の価格差補てんに関する基本契約及び毎年度行われる数量契約の締結を継続するものとする。

3 重複助成の禁止

本事業の事業実施主体は同一年度に本事業の助成対象経費について、国(独立行政法人等を含む。)が助成する他の事業による助成を受けることができないものとする。

第8 其他
1・2 (略)

第9 農業法人等の要件
事業実施主体が農業法人であって常時雇用が5人以上の個人経営体の場合は、原則として雇用保険、労働者災害保険に加入させることとする。

附 則 (平成30年〇月〇日付け〇生畜第〇〇〇〇号)

- 1 この通知による改正は、平成30年〇4月〇日から施行する。
- 2 平成29年度までに実施した事業については、なお従前の例による。

[削る]

別記 1

飼料生産組織の機能高度化のガイドライン

第 1 目的

近年、輸入飼料の価格が高止まりする中、我が国の畜産経営の安定を図るためには、穀物の国際価格や為替相場に影響を受ける輸入飼料への依存から脱却し、国内の飼料生産基盤に立脚した足腰の強い畜産経営を実現させることが重要である。一方、畜産経営の高齢化や規模拡大に伴う労働力不足が進行し、畜産経営が個別に粗飼料の生産を拡大していくことは困難となっており、飼料生産組織に寄せられる期待はますます高くなっている。

このような期待に応えるため、飼料生産組織は、これまでの「畜産経営から自給粗飼料の生産作業の一部を受託する組織」から、飼料生産の担い手として「地域の国産粗飼料生産を主体的に担う組織」として地域全体の飼料生産構造を抜本的に改革していくための機能の高度化を図る必要がある。

本ガイドラインは、「飼料生産組織の機能高度化」の具体的な推進方向を示すものであり、各地域の飼料生産組織が、その趣旨に沿った取組を実践することにより、地域の飼料生産基盤の潜在能力を最大限に発揮し、高収量・高品質・低コストな国産粗飼料の生産・利用を拡大し、畜産経営の安定に資することを目的とする。

第 2 定義

本ガイドラインで用いる用語は、次により定義するものとする。

1 飼料生産組織

(1) コントラクター

畜産経営に代わり、粗飼料の生産にかかる作業を行う組織

(2) TMRセンター

草や青刈りとうもろこしなどの粗飼料と、とうもろこしなどの濃厚飼料等をバランス良く配合したTMR等の混合飼料を製造し、畜産経営に供給する組織

2 粗飼料

(1) 自給粗飼料

国内で生産された牧草等の粗飼料のうち、自らが飼養する家畜に給与する目的で生産された粗飼料

(2) 国産流通粗飼料

国内で生産された牧草等の粗飼料のうち、他の畜産経営が使用する家畜に給与する目的で生産された粗飼料

(3) 輸入粗飼料
海外から輸入された粗飼料

第3 機能高度化のための取組の方針

1 飼料生産作業の集積による飼料生産機能の高度化

《現状・課題》

現在、飼料生産組織が畜産経営者から受託する飼料生産作業は、作付けから収穫にかかる作業の一部のみ（永年牧草の1番牧草の収穫や、青刈りトウモロコシの収穫等）をスポットで受託することが主である。

この作業体系は、畜産経営の自給粗飼料の生産に係る労働負担の軽減には有効であるが、畜産経営側では農作業機械の維持費が負担となり、飼料生産組織側では作業導線の複雑化による作業効率の低下や受託面積の制限を招いている。

《対応の方向》

自給飼料の生産機能の高度化を図るため、可能な限り粗飼料生産に係る一連の作業を飼料生産組織に集積し、計画的かつ効率的な作業を遂行できる体制の構築に努めるものとする。さらに、ほ場の集積による一筆当たり面積の拡大や収穫時期の分散（早晚性の異なる品種の作付等）による受託可能量（面積）の拡大を図り、生産コストの削減に努めるものとする。

2 自給粗飼料の生産が困難な地域への飼料供給機能の高度化

《現状・課題》

土地の利用に制限がある中山間地域など、飼料生産基盤が確保できず、輸入粗飼料に頼らざるを得ない地域がある一方、畜産経営の離農等により、地域の需要量を上回る粗飼料生産が可能な地域も存在する。

このような地域間の需給ギャップを解消するためには国産粗飼料の流通体制の構築が必要であるが、個々の畜産経営では労働力不足等により、粗飼料の増産や流通体制の構築は困難な状況となっている。一方、飼料生産組織は、地域の畜産経営以外に供給する知見やノウハウを十分に有していない。

《対応の方向》

国産粗飼料の供給機能の高度化を図るため、国産粗飼料の増産が可能な地域の飼料生産組織が、地域の飼料生産基盤のフル活用により可能な限り粗飼料を増産させ、自給粗飼料の生産が困難な需要地に供給する取組を推進する。この際、一時的な取組で終わらないよう、供給先との良好な関係の構築に努めるものとする。

3 飼料の粗飼料生産基盤を最大限に発揮させるための草地コンサルタント機能の高度化

《現状・課題》

飼料生産基盤の十分な確保が難しい我が国において、自給粗飼料を確保し

ていくには、限られた飼料生産基盤で、いかにして収量等を確保していくかが課題となっている。また、個々の畜産経営においては、高齢化や規模拡大による労働力不足により、粗飼料生産や草地管理まで手がまわらないのが現状であり、反収や作付面積は減少・停滞傾向にある。

《対応の方向》

地域における飼料生産構造の改善及び高度化を図るため、個々の畜産経営に代わって飼料生産を担う飼料生産組織が、ほ場の状態や収量等を調査・確認し、収量の増や品質向上のための提案等を行う「草地のコンサルタント」としての機能を強化する取組を推進する。

また、コンサルタント活動を行うために必要となる高度な知識を持つ人材の育成・確保に努めるものとする。

4 他の飼料生産組織等との連携による機能の高度化

《現状・課題》

畜産経営の労働力不足が進行する中、畜産経営が飼料生産組織に求める作業（質・量・種類）は年々増加傾向にある。これらの要望に的確に応えるためには、飼料生産組織が作業の質の向上、新たな機械の操作技術の習得等を行う必要があるが、単独の組織で全ての要望に対応するのは限界がある。

《対応の方向》

地域の畜産経営の要望に応えるため、飼料生産組織は、他の飼料生産組織等と連携し、作業機械の操作技術の習得や向上を行うための実地研修を行う取組を推進する。

また、地域の複数の飼料生産組織が連携し、それぞれの組織が持つほ場の栽培履歴や病害虫の発生履歴等の情報を共有するシステムを構築し、作業の種類やほ場の位置によって作業の分担を行う等により作業の効率化と受託面積の拡大に努めるものとする。

第4 飼料生産機能高度化プログラムの策定

1 計画の策定及び推進

飼料生産組織は、第3で示した方針のほか、地域が抱える課題の解決に向け、組織の機能を高度化するための具体的な計画（以下、「高度化プログラム」という。）を策定する。

なお、「高度化プログラム」の策定にあたっては、飼料生産組織は、畜産経営者のみならず、地域の畜産関係者（農協、普及・指導機関、試験・研究機関、市町村等）と十分に連携・協議するとともに、地域の中長期的な計画と整合の取れた内容とするものとする。

2 計画の進捗管理と評価

飼料生産組織は計画の策定後、その計画に沿った取組を着実に実行するとともに、計画の進捗状況について随時把握し、進捗管理を行う。また、進捗状況及び成果については、定期的に地域の関係者と共有し、評価・改

	<p><u>善を行うことで確実な推進を図る。</u></p> <p>3 取組・成果の普及 <u>本取組により得られた成果については、今後、同様の取組を行おうとする地域のモデルとなるよう、積極的な情報発信を行う。</u></p> <p>第5 飼料安全法の遵守</p> <p>1 飼料製造・販売に関する届出 <u>飼料の製造・販売を行う場合（特に広域流通に取り組む場合）は、飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律（昭和28年法律第35号。以下、「飼料安全法」という。）第50条第1項の規定により、飼料製造業者は、製造を開始する2週間前までに、農林水産大臣あての届出を都道府県知事に提出する必要があるため、事業所が所在する都道府県の畜産主務課に確認し、確実に実行する。</u></p> <p>2 飼料の安全性の確保 <u>飼料製造法の基準の遵守、有害物質の残留の防止、飼料表示制度の遵守、帳簿の備え付け等を適正に実行し、飼料の安全性を確保する。</u></p> <p>第6 その他（留意事項） <u>計画の策定・実行果を確認しながら、過剰な取組に当たっては、粗飼料費が低減されるよう、費用対効とならないよう留意する。</u></p>
[削る]	<p>別記2</p> <p><u>地域づくり牧推進事業の配分基準について</u></p> <p><u>地域づくり放牧推進事業の優先配分については、次のとおりとする。</u></p> <p>1 前年度からの継続事業等に対する優先配分 <u>事業実施期間が複数年の事業の2年度目以降の実施地区を優先配分する。</u></p> <p>2 地域づくり放牧推進事業優先配分ポイントに応じた配分 <u>(1) 第3の3の(2)に基づき策定する地域放牧推進計画に添付する別表様式に基づき算定したポイントの高い順に並べ、要望地区の内容を査定した上で、ポイントが上位の地区から順に優先配分するものとする。</u></p>

[削る]

別表様式

地域づくり放牧推進事業優先配分ポイント

基準項目		単位	現状	目標	増減(率)	ポイント要件		ポイント	対象
放牧の推進	放牧面積の増加	目標年において放牧面積の拡大に取り組み、基準年より放牧面積が拡大している。	a			10%以上30%未満 30%以上	1ポイント 2ポイント		
	新たに放牧に取り組み者の増加	これまで放牧を実施しなかった経営体が、新たに放牧に取り組み。	戸			1戸～3戸増加 3戸超増加	1ポイント 2ポイント		
	新たな放牧の取り組み	これまで放牧を実施しなかった事業実施主体が、新たに放牧に取り組み。	こ			3ポイント			
コストの削減	所得の向上	放牧の実施によりコスト低減が図られ所得が向上する。	千円			10%以上30%未満 30%以上	1ポイント 2ポイント		
	1頭当たりコストの低減	繁殖雌牛放牧の実施により子牛1頭当たりの生産コストが削減される。	円/頭			10%以上30%未満 30%以上	1ポイント 2ポイント		繁殖雌牛
	生乳100kg当たりコストの低減	放牧酪農の実施により生乳100kg当たりの生産コストが削減される。	円/100kg			10%以上30%未満 30%以上	1ポイント 2ポイント		放牧酪農
労働時間の低減	1頭当たり労働時間の低減	繁殖雌牛放牧の実施により子牛1頭当たりの労働時間が削減される。	時間			10%以上30%未満 30%以上	1ポイント 2ポイント		繁殖雌牛
	乳量当たり労働時間の低減	放牧酪農の実施により生乳100kg当たりの労働時間が削減される。	時間/kg			10%以上30%未満 30%以上	1ポイント 2ポイント		放牧酪農
未利用地等の活用	耕作放棄地等の解消	荒廃農地(A・B分類)を活用した放牧に取り組み。(状況調査要領(※)7の①・②に該当する区分)	a			3ポイント (10a以上)			
その他	耕畜連携の取組、放牧によるブランド化の確立、疾病減少、供用年数の増等	記述				1ポイント		こ	
ポイント計								0	

※状況調査要領とは、「荒廃農地の発生・解消状況に関する調査要領」に基づく調査のことをいう。

[削る]

別紙様式第1号

平成 年 月 日

平成 年度 国産粗飼料増産対策事業実施計画承認申請書

農林水産省〇〇農政局長 殿

平成 年度において、下記のとおり国産粗飼料増産対策事業を実施したいので、国産粗飼料増産対策事業実施要領（平成17年4月1日付け16生畜第4390号農林水産省生産局長通知）第4の1に基づき申請します。

1 事業実施主体

<u>フリガナ</u> <u>氏名、又は</u> <u>業法人、組織名</u>		<u>申請印</u>
<u>フリガナ</u> <u>代表者氏名</u> <u>(法人、組織のみ</u>		
<u>住所</u>	<u>(〒 -)</u>	
<u>電話</u>		<u>F A X</u>

2 助成事業参加申請

<u>事業名</u>	<u>計画書</u>	<u>申請</u>	<u>備考</u>
<u>1 飼料生産組織育成</u>	<u>別紙様式1-1</u>		
<u>2 高栄養粗飼料増産対策</u>	<u>別紙様式1-2</u>		

<u>3 地域づくり放牧推進</u>	<u>別紙様式 1-3</u>		
<u>4 国産粗飼料増産推進</u>	<u>別紙様式 1-4</u>		

※ 助成を希望する事業の申請欄に○を記入し、計画書を添付すること。

3 個人情報の取扱いの確認

別紙様式第1号の参考の「国産粗飼料増産対策事業の交付金の交付に係る情報の取扱いについて」に記載された内容について

同意する 同意しない

(注) 別添として、交付金等振込口座が分かる書類を添付のこと。

[削る]

別紙様式第1号-参考

以下の個人情報の取扱いについてよく読みになり、「国産粗飼料増産対策事業実施計画承認申請書」の「個人情報の取扱いの確認」のいずれかの欄にレ印を必ず記入ください。

国産粗飼料増産対策事業の交付金の交付に係る個人情報の取扱いについて

農林水産省、農業協同組合又は農業協同組合連合会等は、国産粗飼料増産対策事業の交付金を交付するために、本事業の助成対象者から提出された申請書等に記載された個人情報を「行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第58号）」及び関係法令に基づき適正に管理し、本対策の交付金の交付に係る交付事務のために利用します。

また、農林水産省、農業協同組合又は農業協同組合連合会等は、本事業に係る交付金の交付のほか、次の事業等（注1）に係る交付金の交付等に当たり本対策の申請書等に記載された内容を申請者の関係する次の関係機関（注2）に必要最小限度内において提供又は確認する場合があります。このほか、畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業等との交付金の内容が重複しないよう調整等を行うために、本申請書に記載された内容を各地方農政局、北海道農政事務所、地方農政局又は北海道農政事務所の地域センター及び内閣府沖縄総合事務局で必要最小限度内において利用する場合があります。

なお、この個人情報の取扱いについて同意された場合は、本対策の交付金の交付事務手続き上、申請書等の訂正が必要になったときでも、農林水産省が関係機関に申請書等の内容について照会して訂正手続きを行うなど訂正手続きが軽減される等、手続きが簡素化されます。

さらに、農業協同組合又は農業協同組合連合会が行った確認・検査結果に基づき、農林水産省、地域検討会、農業協同組合又は農業協同組合連合会が申請書等の内容を訂正することがあります。

<u>事業等（注1）</u>	<u>産地活性化総合対策事業、水田活用の直接払交付金</u>
----------------	--------------------------------

関係機関（注2）	都道府県、市町村、再生協議会
----------	----------------

[削る]

別紙様式1-2

平成 年度 高栄養粗飼料増産対策実施計画書

1 飼料生産組織の名称

2 飼料生産組織の所在地

3 対象作業・面積・金額

①高エネルギー飼料作物： 、面積 ha、金額 円

うち構成員以外からの受託作業面積（ ha）

②高タンパク質牧草： 、面積 ha、金額 円

うち構成員以外からの受託作業面積（ ha）

作業の種類	前年度 (平成〇年 度)	本年度 (平成〇年 度)	申請印		
	A 対象面積 (ha)	B 対象面積 (ha)	C=(B-A) 対象面積 (ha)	D 単価 (円)	D×C 金額 (千円)
高エネルギー飼料 作物作付作業	()	()	()	27,000	
高エネルギー飼料 収穫作業	()	()	()	40,000	
高エネルギー飼料 作物調製・供給作 業	()	()	()	20,000	
小 計	()	()	()		
高タンパク質マメ 科牧草追班作業		()	()	10,000	
			()		

注：作業の種類ごとの構成員以外からの受託作業面積は対象面積の欄の下段（ ）に記載すること。

(注)国産粗飼料増産推進を実施する事業実施主体が存在する場合は、別紙様式第1号及び本様式を、当該事業実施主体を経由して地方農政局長に提出すること。

[削る]

別紙様式1-3

地域放牧推進計画(平成 年度)

1 事業実施主体の概要

事業実施主体名	
所在地	
代表者	

2 申請地区における現状と課題

地区の名称	
現 状	
課 題	

3 申請地区における放牧の実施状況と目標

(1) 繁殖雌牛放牧

	1年目 (平成 年)	2年目 (平成 年)	3年目 (平成 年)	4年目 (平成 年)	目標年 (平成 年)
放牧面積					
うち荒廃農地					
放牧戸数					
うち新規取組者					
放牧頭数					
放牧期間					

注：荒廃農地は、「荒廃農地の発生・解消状況に関する調査要領」（平成20年4月15日付け19農振第2125号農村振興局長通知）7の①のA分類（再生利用が可能な荒廃農地）

に該当する農地を記載する。

(2) 放牧酪農

<u>現 状</u>	<u>(地区における酪農経営の現状について記載する)</u>
<u>目 標</u>	<u>(先進的な放牧酪農技術の実施内容を記載する)</u>

4 放牧の取組内容の地域への波及方法

	<u>平具体的な波及方法</u>
<u>平成 年度</u>	
<u>平成 年度</u>	
<u>平成 年度</u>	
<u>(目標)</u> <u>平成 年度</u>	

※ 事業実施主体は放牧の取組内用を地域に波及させる計画であること。

5 申請地区における放牧の取組計画

(1) 繁殖雌牛

	<u>放牧取組の具体的な内容</u>
<u>(1年目)</u> <u>平成 年度</u>	
<u>(2年目)</u> <u>平成 年度</u>	
<u>(3年目)</u> <u>平成 年度</u>	

--	--

※ 事業実施期間内に取り組む放牧の内容を具体的に記載する。

(2) 繁殖雌牛

<u>モデル農家の概要</u>	<u>氏名</u>	<u>住所又は氏名</u>
	<u>経営概況</u>	
<u>選定理由</u>		
<u>実証内容</u>		

6 申請地区における放牧の取組計画

	<u>初年度</u>		<u>2年度</u>		<u>3年度</u>	
	<u>事業内容</u>	<u>事業費(補助金)</u>	<u>事業内容</u>	<u>事業費(補助金)</u>	<u>事業内容</u>	<u>事業費(補助金)</u>
<u>(1) 地域放牧推進</u>						
<u>(2) 繁殖雌牛導入</u>						
<u>(3) 簡易施設整備</u>						
<u>計</u>						

注：繁殖雌牛導入は繁殖雌牛放牧に限る。

7 繁殖雌牛要件確認

<u>番号</u>	<u>繁殖雌牛導入年</u>	<u>放牧供用年数</u>	<u>放牧開始年</u>	<u>放牧予定日数</u>	<u>放牧予定面</u>	<u>要件可否</u>

--	--	--	--	--	--	--

注：導入する繁殖雌牛毎に要件確認を行う。

8 添付書類

- ・ 別添様式「地域づくり放牧推進事業優先配分ポイント」
- ・ 事業主体規約、会計規約、構成員名簿、繁殖雌牛、簡易施設等に係る諸規定
- ・ 放牧計画地図
- ・ 事業実施主体収支計画
- ・ 推進体制（フロー図）
- ・ 都道府県の意見書
- ・ 飼料・肉用計画の写し（放牧酪農に限る）の欄には実施要綱別表の事業内容の欄
- ・ その他地方農政局長等が必要と認める資料

- (注) 1 国産粗飼料増産す芯を実施する事業実施主体が存在する場合は別紙様式第1号及び本式を、当該事業実施主体を経由して地方農政局長等に提出すること。
- 2 事業実施期間が複数年の地形の2年目以降の事業実施主体にあつては、従前に添付し書類に変更がないものについては、添付書類を省略することができる。

[削る]

別紙様式第2号

〇〇殿

〇〇農政局長

平成 年度国産粗飼料増産対策事業実施計画の承認（不承認）について

平成 年 月 日付け〇〇号をもって承認申請のあった平成 年度国産粗飼料増産対策事業（飼料生産組織育成、高栄養粗飼料増産対策、地域づくり放牧推進）実施計画については承認する（〇〇により不承認とする。）

※ 計画の申請額と承認額が異なる場合は、「承認する」を「別添のとおり承認する」とし、添付資料の様式を参考に承認内容の内容を添付すること。

※ 国産粗飼料増産推進の事業実施主体に対しては、当該事業実施主体に所属する事業実施主体（飼料生産組織機能高度化、高栄養粗飼料増産対策、地域づくり放牧推進）の事業実施計画の承認（不承認）通知の写しを添付すること。

[削る]

別紙様式第3号

番 号
年 月 日

平成 年度国産粗飼料増産対策事業実施計画変更承認申請

農林水産省 〇〇農政局長 殿

所在地

事業実施主体名

代表者氏名 印

平成 年 月 日付け第 号により計画承認のあった平成 年度国産

	<p><u>粗飼料増産対策事業実施計画について、下記のとおり変更したいので国産粗飼料増産対策事業実施要領（平成17年度4月1日付け16生畜第4390号農林水産省生産局長通知）第4の4に基づき申請します。</u></p> <p style="text-align: center;"><u>記</u></p> <p><u>1 変更内容</u></p> <p><u>2 変更理由</u></p> <p><u>3 変更後の国産粗飼料増産対策事業実施計画：別紙のとおり</u> <u>（変更する文字、数字を＝で抹消してその上段に変更後の文字、数字を記入する。）</u></p> <p><u>4 その他</u></p>
<p>[削る]</p>	<p><u>別紙様式第4号</u></p> <p style="text-align: right;">平成 年 月 日</p> <p style="text-align: center;">平成 年度国産粗飼料増産対策事業実施状況報告書</p> <p><u>地方農政局長 殿</u></p> <p style="text-align: right;">所在地 _____</p> <p style="text-align: right;">事業実施主体名 _____</p> <p style="text-align: right;">代表者の氏名 _____ 印</p> <p><u>このことについて、国産粗飼料増産対策事業実施要領（平成17年4月1日付け16生畜第4390号農林水産省生産局長通知）第〇の規程に基づき、下記のとおり報告します。</u></p> <p style="text-align: center;"><u>記</u></p> <p><u>別紙のとおり。</u> <u>（別紙様式第1号に準ずる。）</u></p>

[削る]

別紙様式第5号

平成 年度 地域放牧推進計画目標達成状況報告書

1 事業実施主体の概要

事業実施主体名	
所在地	
代表者	
地区名	

2 放牧の取組状況と実績

(1) 年度別の取組状況

	取組状況
(1年目) 平成 年度	
(2年目) 平成 年度	
(3年目) 平成 年度	

注：放牧の取組計画(推進計画の5)に対応する取組状況を記載する

(2) 放牧の取組実績

	基準年 (平成 年)	1年目 (平成 年)	2年目 (平成 年)	3年目 (平成 年)	目標年 (平成 年)	備考
放牧面積						
うち 荒廃農地						
放牧戸数						
放牧頭数						
放牧期間						

注：繁殖雌牛放牧に限る。

3 事業実績

(千円)

区 分	初年度		2年目		3年目	
	事業 内容	事業費 (補助金)	事業 内容	事業費 (補助金)	事業 内容	事業費 (補助金)
(1) 地域放牧推 進						

(2)繁殖雌牛導入						
(3)簡易施設整備						
計						

注：繁殖雌牛導入は繁殖雌牛放牧に限る。

4 推進計画の目標と達成状況

目標年度	平成 年度
目標 (推進計画)	
実績	
達成状況に関する自己評価	

注1：目標の欄は、推進計画に記載した目標の内容を記載する。

注2：実績の欄は、目標に該当する実績について記載する。

注3：達成状況に関する自己評価については、達成／未達にかかわらず、主観的観点から、自ら設定した目標に対する達成状況についての評価を記載する。